

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第2号＞

平成22年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成22年7月7日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成22年7月7日 水曜日  
開 会 午前10時32分  
散 会 午後3時49分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第167号、同第204号、陳情平成21年第42号、同第46号、同第51号、同第79号、同第82号、同第114号、同第125号、同第151号、同第154号、同第161号、同第163号、同第167号、同第169号、同第185号から同第187号まで、同第195号、同第207号、同第208号、陳情第21号、第22号、第26号、第45号、第50号、第58号、第60号、第65号から第67号まで、第72号から第75号まで、第79号、第80号、第86号、第117号、第124号、第140号、第149号及び第150号
- 2 閉会中継続審査（調査）について
- 3 軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍普天間飛行場の名護市辺野古崎地区及び水域設置について）（追加議題）

---

### 出 席 委 員

委 員 長 渡嘉敷 喜代子 さん  
副 委 員 長 桑 江 朝千夫 君  
委 員 吉 元 義 彦 君

委員	仲田弘毅君
委員	具志孝助君
委員	照屋大河君
委員	前田政明君
委員	上原章君
委員	新垣清涼君
委員	玉城満君
委員	山内末子さん
委員	吉田勝廣君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	親川達男君
企画部企画調整課跡地対策監	古波蔵健君
文化環境部環境企画統括監	金城康政君
農林水産部農漁村基盤統括監	知念武君
土木建築部土木整備統括監	当間清勝君
病院事業局病院事業統括監	呉屋幸一君
教育庁文化課長	大城慧君
警察本部刑事部捜査第一課長	高嶺隆喜君
警察本部交通部長	北川秀行君
警察本部交通指導課長	吉永安彦君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外47件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部企画調整課跡地対策監、文化環境部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、病院事業局病院事業統括監、教育庁文化課長、警察本部刑事部捜査第一課長及び交通部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外47件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

**○又吉進知事公室長** ただいま議題となっております知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は、継続1件、陳情は継続29件、新規19件となっております。

それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審査となっている請願及び陳情29件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅に変更のあったところを説明させていただきます。

資料の2ページをごらんください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願につきまして、処理概要を御説明いたします。

3、防衛省が2007年2月に名護市に示した名護市案比較検討資料を公開させるとともに、普天間で危険なものは辺野古でも危険だということを県議会として検証することにつきましては、県としては、普天間飛行場移設問題について、名護市長選挙や県議会の意見書可決、県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえると、現時点においては、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと考えております。

資料の8ページをごらんください。

陳情平成20年第36号キャンプ・ハンセン内レンジ3射撃場建設の即時中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、キャンプ・ハンセン内レンジ3米陸軍射撃訓練場建設を即時中止するこ

とにつきましては、沖縄防衛局によれば、米軍からキャンプ・ハンセン内レンジ3付近に整備した米陸軍射撃訓練場を、5月17日から使用する旨の連絡を受けたとのことでありました。

県としては、これまでの経緯や地元の懸念を踏まえ、米軍は安全対策を徹底するなど、住民の安全に最大限の配慮をすべきであると考えております。

2、レンジ4における暫定使用を即時中止し解体撤去することにつきましては、沖縄防衛局によれば、米軍から、キャンプ・ハンセン内レンジ4の代替施設を5月10日から使用する旨の連絡を受けたとのことでありました。

次に、資料の11ページをごらんください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業に係るアセスメント及び「環境現況調査」並びにキャンプ・シュワブ内における「造成」工事等に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、ジュゴンの生息する海域での普天間代替施設（新基地）建設計画の反対及び日米両政府に対する普天間代替施設（新基地）建設計画の撤回を求める決議を行うことにつきましては、県としては、普天間飛行場移設問題について、名護市長選挙や県議会の意見書可決、県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえると、現時点においては、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと考えております。

次に、資料の15ページをごらんください。

陳情平成20年第102号沖縄の米軍基地再編・新基地建設に反対する陳情につきましては、陳情平成20年第89号と変更部分が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の21ページをごらんください。

陳情平成21年第46号「米軍再編協定」（「在沖米海兵隊のグアム移転に関する協定」）に反対する意見書の採択を求める陳情の処理概要、3段落目につきましては、陳情平成20年第89号と変更部分が同じであるため、説明は省略させていただきます。

次に、資料の25ページをごらんください。

陳情平成21年第82号在沖縄米海兵隊のグアム「移転」に関する協定及び新基地の建設に反対する陳情の処理概要、記の2の1段落目につきましては、陳情平成20年第89号と変更部分が同じであるため、説明は省略させていただきます。

次に、資料の27ページの3段落目をごらんください。

陳情平成21年第114号辺野古新基地建設を押しつける「在沖海兵隊グアム移転協定」に関する陳情の処理概要の3段落目につきましては、陳情平成20年第89号と変更部分が同じであるため、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の52ページをお開きください。

陳情第45号米空軍外来機等と航空自衛隊との合同訓練に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、米空軍外来機等と航空自衛隊との合同訓練を即時中止することにつきましては、防衛省によると、今回の日米共同訓練は、空軍、海軍、海兵隊及び航空自衛隊による、日本防衛を目的とした2国間合同訓練が行われたとのことであります。

県としては、従来から米軍の訓練等によって県民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであります。

2、外来機を嘉手納基地から即時撤去させることにつきましては、最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、これまであらゆる機会を通じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、要請を行ってきたところであります。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を、粘り強く求めていきたいと考えております。

3、町民無視の基地運用を改善し、日米地位協定を抜本的に改定することにつきましては、陳情平成20年第102号に同じであります。

次に、資料の53ページをお開きください。

陳情第50号沖縄基地問題に関する決議の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、県内の基地を削減する計画を策定し、着実に実行するように政府に求めることにつきましては、SACO合意及び再編実施のための日米のロードマップに盛り込まれた施設・区域の返還等は、県民が望んでいる基地の整理・縮小につながるものであり、県としては着実に実施されなければならないと考えております。

県としては、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などを総合的に勘案して、米軍基地のさらなる整理・縮小を日米両政府に求めてまいります。

2、基地の一部を停止することを政府に求めることにつきましては、沖縄県

民は、戦後65年間を経た現在もなお、広大な米軍基地の存在やその運用による過重な負担を背負い続けており、基地問題の解決を強く望んでおります。

県としては、日米両政府において、県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう、強力に取り組むべきであると考えております。

4、日米地位協定に最恵国待遇とする条件を盛り込むよう政府に求めることにつきましては、陳情平成20年第102号と同じであります。

次に、55ページをお開きください。

陳情第58号県立中部病院への米軍車両無断侵入に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、無断侵入の詳細と基地間の移動ルートを県民に公表すること。3、米軍人の教育と綱紀粛正を真に徹底すること。4、実効性のある再発防止策を公表し、兵員に徹底すること。5、米軍組織の管理体制と責任を明確にすることにつきましては、去る3月11日に発生した県立中部病院への米軍車両の侵入については、病院敷地内のガードレール等を破損し、また救命救急センターとして24時間体制で救急患者の受け入れを行っている同病院の救急患者の受け入れ及び診療にも支障を来しかねない事態を引き起こすなど、県民に大きな不安と懸念を与えました。

米軍によると、事故の原因は、米軍車両がホワイトビーチに向かう途中で道に迷い、方向転換のために中部病院に侵入したとのことであります。

県では、米軍及び関係機関に対して強く抗議し、再発防止に向けた教育の徹底を行うよう強く求めたところであります。

また、去る6月11日に、在日米軍沖縄地域調整官から、事件・事故の再発防止策が発表されましたが、この中で米軍は、基地外での米軍車両の移動ルートを単純化し、道に迷って事故を起こすことがないように努めるとしております。

これらの措置も含めて、日米両政府において抜本的な再発防止策が講じられるべきであります。

2、器物破損により生じた損害は賠償することにつきましては、沖縄防衛局によると、県立中部病院から関係書類の提出を受けて、現在、賠償に関する手続を行っているとのことであります。

6、日米地位協定を抜本的に改定することにつきましては、陳情平成20年第102号と同じであります。

次に、58ページをお開きください。

陳情第60号県立中部病院への米軍車両無断侵入に対する陳情につきましては、処理概要が陳情第58号と内容が同じでありますので、省略させていただきます。

次に、資料の59ページをお開きください。

陳情第65号米軍人によるひき逃げ事件に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、容疑者の身柄と加害車両を即時、県警に引き渡すよう強く求めるにつきましては、現在、県警察において捜査を行っているところで、書類送検には至っていないとのことであります。

容疑者の身柄は、米軍が拘束しており、必要に応じて県警察での事情聴取に応じているとのことであります。

2、被害者に対する完全補償を強く求めるにつきましては、沖縄防衛局によると、事故の翌日の3月17日に在沖海軍の容疑者の上官と渉外官が、被害者家族全員と面会し、謝罪を行ったとのことであります。また、被害者から関係書類の提出を受け、現在、損害賠償手続を進めているとのことであります。

3、事故の原因究明及び再発防止を強く求めるにつきましては、本事件は、被害車両に追突し、乗員にけがを負わせた上、適切な措置をとらずに逃走した悪質な事案であり、米軍は、県警察の捜査に全面的に協力すべきであります。

県は、米軍に対し、県警察の捜査への全面協力と再発防止に万全を期すよう要請しており、また沖縄防衛局、外務省沖縄事務所へ再発防止を米軍に強く働きかけるよう申し入れたところであります。

本件を踏まえ、去る6月11日に、在日米軍沖縄地域調整官から、事件・事故の再発防止策が発表されましたが、この中で米軍は、週末の22時から2時までのゲートチェックと終日アナウンスなしのスポットチェックを行い、基地への出入りのチェックを強化するとしております。

これらの措置も含めて、日米両政府において抜本的な再発防止策が講じられるべきであります。

次に、資料の62ページをお開きください。

陳情第66号米軍人によるひき逃げ事件に対する陳情につきましては、処理概要が陳情第65号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の63ページをお開きください。

陳情第67号米軍人によるひき逃げ事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、被害者家族への謝罪と完全補償を行うこと。2、米軍人・軍属の綱紀粛正と再発防止策の徹底・公表を行うことにつきましては、陳情第65号の記の2、3と同じであります。

3、県民の生命、安全、財産を守るため、日米地位協定を抜本的に改定することにつきましては、陳情平成20年第102号と同じであります。



次に、資料の65ページをごらんください。

陳情第72号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきましては、処理概要が陳情平成21年第163号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の67ページをごらんください。

陳情第73号普天間基地の県内移設に反対する陳情につきましては、処理概要が陳情平成20年第102号の1、2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の68ページをごらんください。

陳情第74号政府による「勝連沖埋め立て案」の検討取りやめ等に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、当該水域の埋め立てが決定した場合、勝連漁港、与那城町漁港が得ているモズク養殖の漁業権が消滅し、両漁港のモズク総生産量の6割強を失うことを意味する。沖縄モズク最大生産地の存在を否定するような普天間飛行場移設「勝連沖埋め立て案」の検討は取りやめるよう政府に強く訴えることにつきましては、日米両政府は、去る5月28日に、普天間飛行場の代替施設を「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」等の内容の共同発表を行っており、勝連沖埋め立て案については、県は承知しておりません。

2、かねてから要請を行っているホテル・ホテル水域の一部除外措置及び鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還は実現されていないが、去る3月29日の定例会見で平野官房長官は、これらの要望について米側に提起する旨表明しており、この機会に当要望が実現されるよう政府に対して強く働きかけることにつきましては、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除については、県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、引き続き、久米島町、漁業関係団体、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会とも連携しながら、あらゆる機会を通じ、求めていきたいと考えております。

次に、資料の69ページをごらんください。

陳情第75号米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に対する陳情につきましては、処理概要が陳情平成21年第163号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の70ページをごらんください。

陳情第79号F15戦闘機のミサイル模擬弾安定板の落下に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、事故原因の徹底究明とその結果及び具体的な事故再発防止策を公表する

こと。2、F15戦闘機等航空機及び装備品の再点検を徹底することにつきましては、去る4月7日に発生したF15戦闘機の模擬ミサイル安定板の落下については、県は、航空機に関連する事故は、県民の生命・財産にかかわる重大な事故につながりかねず、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、一件たりともあってはならないと考えております。

このため、在沖米軍に対して事故原因を究明し、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底に万全を期すよう、強く求めたところであります。

なお、事故原因について、まだ在沖米空軍から回答はありませんが、事故後、すべての訓練用模擬ミサイルから、安定板を取り外す措置をとったとのことであります。

3、住宅地上空での飛行訓練を中止することにつきましては、飛行場周辺は、離着陸する航空機の旋回飛行コースとなっており、飛行場周辺及び飛行コース下の住民は、日常的に航空機騒音や航空機事故等の被害にさらされる危険があることから、県はこれまで航空機騒音規制措置の遵守、航空機の安全点検やパイロットの安全教育、住宅地域での訓練飛行の制限などを日米両政府に対し要請しているところであります。

県としては、県民の生命と財産を守る観点から、今後とも航空機事故の再発防止について、日米両政府に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、資料の72ページをごらんください。

陳情第80号F A18戦闘攻撃機等外来機の飛来及び訓練に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、F A18戦闘攻撃機等外来機の嘉手納基地への飛来及び訓練を中止することにつきましては、最近の嘉手納飛行場をめぐることは、再編実施のための日米のロードマップに伴う一部訓練移転が実施されていますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時的配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を、粘り強く求めていきたいと考えております。

2、嘉手納基地の機能強化をやめ、負担軽減を確実に実施することにつきましては、県は、これまで騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、機会あるごとに日米両政府に対し、強く要請してきております。

特に、政府に対しては、内閣総理大臣及び関係閣僚等が来県の際に要請を行

っております。また、昨年は2度にわたり知事が訪米し、米国政府等に対して要請を行いました。

去る5月28日の日米共同発表においては、嘉手納におけるさらなる騒音軽減を検討していく、とされております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を、粘り強く求めています。

3、町民無視の基地運用を改善し、日米地位協定の抜本的な改定を図ることにつきましては、陳情平成20年第102号と同じであります。

次に、資料の74ページをごらんください。

陳情第86号F A 18戦闘攻撃機等外来機の大挙飛来に反対し、訓練の中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、外来機の嘉手納基地への飛来をやめ、訓練を即時中止することにつきましては、最近の嘉手納飛行場をめぐっては、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F 22戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、これまであらゆる機会を通じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、要請を行ってきたところであります。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を、粘り強く求めています。

2、「クラスター弾」の使用をやめ、嘉手納弾薬庫から撤去することにつきましては、クラスター弾の使用について、県の照会に対し米軍は、運用上の理由から、詳細については答えられないと回答しており、その状況については、把握しておりません。

県としては、世界的な使用禁止の流れの中で、我が国も、いわゆるクラスター弾に関する条約を批准していることから、米軍によるクラスター弾の使用はやめるべきであると考えております。

県としては、クラスター弾の使用に関しては、事実の確認ができないことから、現在、演習・訓練内容等の公表を求めています。

3、米軍ヘリコプターの学校、住民地域上空での低空飛行、訓練を中止することにつきましては、県としては、住宅地上空の旋回飛行訓練の中止や航空機騒音の軽減等について、これまで、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会な

ど、関係機関と連携して、日米両政府に求めてきたところであり、今後とも、関係機関と連携を図りながら、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

4、米軍再編合意の「負担軽減」を実施し、嘉手納基地の機能強化をやめることにつきましては、県は、これまで、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図られるよう、機会あるごとに日米両政府に対し、強く要請してきております。

特に、政府に対しては、内閣総理大臣及び関係閣僚等が来県の際に要請を行っております。また、昨年は2度にわたり知事が訪米し、米国政府等に対して要請を行いました。

去る5月28日の日米共同発表においては、嘉手納におけるさらなる騒音軽減を検討していく、とされております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を、粘り強く求めていきたいと考えております。

5、沖縄本島周辺の米軍訓練空域・水域を廃止し、返還することにつきましては、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除については、県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、引き続き、久米島町、漁業関係団体、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会とも連携しながら、あらゆる機会を通じ、求めていきたいと考えております。

6、町民無視、基地被害拡大の基地運用をやめ、日米地位協定を根本的に見直し、改定することにつきましては、陳情平成20年第102号と同じであります。

次に、資料の76ページをごらんください。

陳情第117号F22Aラプター戦闘機の嘉手納基地への飛来に反対し、訓練の中止を求める陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

1、F22Aラプター戦闘機は嘉手納基地から即時退去し、訓練を中止することにつきましては、県は、今回のF22Aの展開については、あくまでも一時的なものであると説明を受けておりますが、米軍は、これ以上、地域住民の負担が増加しないよう、万全を期すべきであると考えております。

最近の嘉手納飛行場をめぐっては、外来機の飛来が相次いでおり、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況であります。

そのため、今回のF22Aの一時配備の通知があった5月21日、県は、米軍及び日米両政府に対し、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ること、及び演習・訓練内容等の公表を強く要請したところであります。

2、大量殺傷兵器「クラスター弾」や「ナパーム弾」等の使用をやめ、同爆弾等を嘉手納弾薬庫から撤去することにつきましては、クラスター弾及びナパーム弾等の使用について、県の照会に対し米軍は、運用上の理由から、詳細については答えられないと回答しており、その状況については、把握しておりません。

県としては、世界的な使用禁止の流れの中で、我が国も、いわゆるクラスター弾に関する条約を批准していることから、米軍によるクラスター弾の使用はやめるべきであると考えております。

また現在、クラスター弾及びナパーム弾等の使用に関しては、事実の確認ができないことから、演習・訓練内容等の公表を求めています。

3、米軍再編合意の「負担軽減」を確実に速やかに実施し、嘉手納基地の機能強化をやめることにつきましては、県は、これまで、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、機会あるごとに日米両政府に対し、強く要請してきております。

特に、政府に対しては、内閣総理大臣及び関係閣僚等が来県の際に要請を行っております。また、昨年は2度にわたり知事が訪米し、米国政府等に対して要請を行いました。

去る5月28日の日米共同発表においては、嘉手納におけるさらなる騒音軽減を検討していくとされております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を、粘り強く求めています。

4、沖縄本島周辺の米軍訓練空域・水域を廃止し、返還することにつきましては、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除については、県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、引き続き、久米島町、漁業関係団体、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会とも連携しながら、あらゆる機会を通じ、求めています。

5、町民無視、基地被害拡大の基地運用をやめ、日米地位協定を抜本的に見直し、改定することにつきましては、陳情平成20年第102号と同じであります。

次に、資料の78ページをごらんください。

陳情第124号米軍ヘリコプターの松田布流石原海岸不時着に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

去る6月15日に発生した、海兵隊所属のCH46ヘリコプターの宜野座村松田への緊急着陸について県は、沖縄防衛局からの第一報を受け、直ちに沖縄防衛

局、宜野座村役場、県警察等への情報収集を行い、状況の把握に努めたところ  
であります。

その結果、着陸場所は、宜野座村松田の国際交流センター東側海岸で、人身、  
環境等への被害はなかったことを確認したところであります。

今回の事態を受け、県は、6月16日、在沖米海兵隊及び沖縄防衛局に対し、  
悪天候を理由に予防着陸を行ったことについて、気象状況の変化等にも備えた  
飛行計画による航行等、安全管理に万全を期すよう要請を行ったところであり  
ます。

次に、資料の79ページをごらんください。

陳情第140号米軍ゴルフ場での日本人利用禁止の対策に関する陳情についま  
して、処理概要を御説明いたします。

日米地位協定第15条第1項（a）では、米軍の諸機関が運営しているゴルフ  
場等の娯楽施設は、米軍人及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため  
に設置するとなっており、同趣旨に沿って、管理・運営されるべきであると思  
っております。

県としては、米軍基地内ゴルフ場等の諸機関は、同協定第15条第1項（a）  
に基づき、日本国の租税が免除されていることから、日本人の利用の際の具体  
的な制限の内容や利用手続等について、課税の公平性の観点から明確な規定を  
設ける必要があると考えており、日米地位協定の見直しを求める中で、日本  
人に対する役務の提供を制限する旨を明記することを求めているところであり  
ます。

次に、資料の80ページをごらんください。

陳情第149号「普天間」代替基地建設事業の中止等を求める陳情についま  
して、処理概要を御説明いたします

1、日米両政府に対し、（日米）共同発表（声明）の撤回を求め、また日本  
政府に対し平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事  
項に関する当面の政府の取組について（閣議決定）の撤回を求めること。2、  
撤回されなくても日米共同声明及び閣議決定が政治的、法的また道義的に「無  
効」である以上、県知事に対し普天間代替基地建設事業を進める手続、例えば  
同局からの埋立承認願書を承認しないよう求めることにつきましては、陳情平  
成20年第89号に同じであります。

次に、資料の82ページをごらんください。

陳情第150号「米海兵隊北部訓練場ヘリパッド建設中止と計画撤回、住民起  
訴に対する抗議」を含む4項目の決議を求める陳情についまして、処理概要を  
御説明いたします

1、県民の政治参加を弾圧する国の東村高江区住民起訴に対し、抗議することにつきましては、沖縄防衛局によると、平成20年から21年にかけて行われた通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の手続を経て、去る1月29日、現場で反対運動をする住民2人を相手に通行妨害禁止を求める訴訟を提起したとのこととあります。

県としては、現在、本件が係争中であることから、コメントを差し控えたいと思います。

3、SACO合意についての見直し論議の成熟と住民運動起訴の裁判結果が出るまで、県は少なくとも工事を中断するよう許可を見直すことにつきましては、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

また、県としては、国による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

知事公室の所管に係る請願1件及び陳情48件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、企画部企画調整課跡地対策監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

古波蔵健企画調整課跡地対策監。

**○古波蔵健企画調整課跡地対策監** 企画部所管の陳情案件について、御説明いたします。

企画部所管の陳情は、継続1件、新規1件となっております。

請願・陳情説明資料の17ページをお開きください。

まず、継続審査となっております陳情平成20年第167号第二次返還特措法の制定に関する陳情について御説明いたします。

陳情・請願説明資料の処理概要欄に、下線で表示した箇所を変更しておりますので、変更箇所を読み上げて御説明いたします。

県としては、沖縄21世紀ビジョンや沖縄振興計画等総点検などを踏まえ、基地返還に伴う環境浄化、地権者の負担軽減策など諸問題の解決と今後の大規模な跡地利用を円滑かつ最適に進めるため、特別立法を含む新たな仕組み・法制

度の創設を図る必要があると考ております。

次に、請願・陳情説明資料の53ページをお開きください。

新規の陳情となっております陳情第50号沖縄基地問題に関する決議の陳情について、処理概要を御説明いたします。

3. 基地を廃止したフィリピンとエクアドルの状況調査を県に求めることにつきましては、フィリピンとエクアドルの米軍基地跡地利用に関する状況調査については、当該地域の情報を収集した上で、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 企画部企画調整課跡地対策監の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城康政環境企画統括監。

○金城康政環境企画統括監 文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

文化環境部関連の請願は継続1件、陳情は継続9件、新規2件となっております。

初めに、継続審査となっている請願及び陳情につきまして、処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情2件につきまして、処理概要を御説明いたします。

請願・陳情説明資料の80ページをお開きください。

陳情第149号「普天間」代替基地建設事業の中止等を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

4について、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例においては、対象事業の内容を修正した場合は、事業規模の縮小、軽微な修正等に該当するものを除き、手続を再実施するよう定められております。

しかし、本事業においては、手続の再実施が必要となる事業内容の修正は行われておりません。

そのため、環境影響評価手続の再実施を事業者を求めることは困難であります。

次に、請願・陳情説明資料の83ページをお開きください。

陳情第150号「米海兵隊北部訓練場ヘリパッド建設中止と計画撤回、住民起



訴に対する抗議」を含む4項目の決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

2について、貴重植物移植の経過報告の公開につきましては、事業者である沖縄防衛局において判断されるべきものであると認識しております。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念武農漁村基盤統括監。

**○知念武農漁村基盤統括監** 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続1件、新規1件となっております。継続の陳情については、処理概要に変更がございませんので省略させていただきます。

資料の80ページをお開きください。

陳情第149号「普天間」代替基地建設事業の中止等を求める陳情の中の3、県知事による特別採捕許可申請書（沖縄防衛局）に対する許可（6月3日付）を撤回するよう求めることにつきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄県では、水産資源の保護培養及び漁業調整を図るため、沖縄県漁業調整規則に基づき、造礁サンゴ類やウミガメ類の卵の採捕禁止、イセエビ類やシャコガイ類などの採捕の禁止期間と体長制限、使用する漁具漁法の制限などの措置を講じております。

このような採捕の制限または禁止に関する規定は、試験研究等の目的のための採捕に限って、知事は適用除外を許可することができます。

今回の特別採捕許可申請については、提出された実施計画書の内容を審査し、採捕の目的が漁業調整規則に定める試験研究等に該当すると認められるため、許可したものです。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

当間清勝土木整備統括監。

○**当間清勝土木整備統括監** 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続1件となっております。

請願・陳情説明資料の32ページをお開きください。

陳情平成21年第125号「普天間」代替基地建設工事等の中止を求める陳情の記の4及び5につきましては、大幅に変更があった部分について御説明申し上げます。

4の追加調査につきまして、平成21年5月28日付で同意した名護市字嘉陽から字久志に至る間の地先海域における公共用財産の使用は、平成22年3月26日付で終了しております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、病院事業局病院事業統括監の説明を求めます。

呉屋幸一病院事業統括監。

○**呉屋幸一病院事業統括監** 病院事業局に係る陳情案件について、処理概要を御説明申し上げます。

病院事業局に係る陳情案件は、新規の2件であります。

請願・陳情説明資料の57ページをお開きください。

まず、陳情第58号県立中部病院への米軍車両無断侵入に対する陳情について御説明いたします。

陳情者は、うるま市議会議長西野一男であります。

処理概要を申し上げます。

在沖米海兵隊所属の大型車両と4輪駆動車の計2台については、平成22年3月11日午前0時34分ごろ、県立中部病院敷地に侵入し、正面玄関前のロータリーを回って、0時37分ごろ立ち去ったものであります。その際、敷地内のガードレールと縁石を破損しています。

県立中部病院は、救命救急センターとして365日、24時間救急患者を受け入れており、今回の事案は救急患者の受け入れ及び診療にも支障を来しかねない

事態であり、まことに遺憾であります。

県病院事業局としては、3月12日に県立中部病院へ侵入した車両が米軍車両と特定されたことを受け、同日、直ちに沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所へ米軍の事故に対して強く抗議し、再発防止の徹底を強く申し入れるよう要請しました。

また、3月15日には在沖米海兵隊基地司令部に対し、本件事案に対して強く抗議するとともに、二度とこのような事態が起きないように、直ちに全兵員に対し、再発防止に向けた教育の徹底を強く求めました。

同資料の58ページをごらんください。

次に、陳情第60号県立中部病院への米軍車両無断侵入に対する陳情について御説明いたします。

陳情者は、うるま市長島袋俊夫であります。

処理概要は、先ほどの陳情第58号と同じであります。

以上で、病院事業局に係る陳情の処理概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 病院事業局病院事業統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城慧文化課長。

○大城慧文化課長 教育委員会の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審査となっている請願及び陳情につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要のうち、変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

なお、変更部分は下線で示しております。

請願・陳情説明資料の7ページをお開きください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の記の6の処理概要について、御説明いたします。

平成21年度で調査可能な場所における埋蔵文化財の有無の確認のための分布

調査等は終了しております。

現在のところ、名護市辺野古ダム周辺において歴史の道や集落跡等が確認されており、その取り扱いについては今後とも沖縄防衛局や米軍と調整を図っていくようであります。

県教育委員会としましては、埋蔵文化財の適切な保護が図れるよう、名護市教育委員会を支援していきたいと考えています。

次に、同資料の13ページをお開きください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業にかかるアセスメント及び「環境現況調査」並びにキャンプ・シュワブ内における「造成」工事等に関する陳情の記の5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願います。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部捜査第一課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

高嶺隆喜刑事部捜査第一課長。

**○高嶺隆喜刑事部捜査第一課長** 公安委員会関係の陳情案件について、御説明いたします。

公安委員会関連の陳情となっております陳情平成21年第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の処理方針ではありますが、前定例会と処理方針の内容に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願います。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 警察本部刑事部捜査第一課長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

北川秀行交通部長。

**○北川秀行交通部長** 公安委員会関係の陳情となっております陳情第65号及び陳情第66号米軍人によるひき逃げ事件について御説明いたします。

請願・陳情説明資料の60ページをお開きください。

本件は、本年3月16日、火曜日、午後10時55分ごろ、軍用車両―通称ハンビーが、名護市字辺野古在、マンション先、国道329号を名護市二見方面から宜野座村向け進行中、同一方向に進行中の男性A、当時45歳運転の軽乗用車に自車を追突させ、男性Aに頸椎捻挫、同乗していた男性の長男―当時10歳に顔面打撲、次男―当時2歳を車外に放出させ、右前額部裂傷や右鎖骨骨折等を負わせたのに、同人等を救護することなく、現場から逃走した事件であります。

県警察では、米太平洋艦隊軍・海軍工兵大隊に所属する25歳の三等兵曹―女性をひき逃げ事件の被疑者として取り調べるなど、所要の裏づけ捜査を実施中でございます。

なお、被疑者の身柄の引き渡しにつきましては、国において適切に判断するものと承知しており、また、加害車両については、米軍の協力を得ながら車両の見分、鑑識活動を行い、必要な証拠保全を行った後、米軍に引き渡しております。

被疑者の自動車運転過失傷害及び道路交通法違反―酒気帯び運転、救護義務違反、事故不申告の早期立件に向けて、鋭意捜査しているところでございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

**○前田政明委員** 請願・陳情説明資料の11ページ以下、陳情平成20年第89号外の普天間飛行場代替施設に係る陳情ですけれど、その前提で改めてお聞きしますけれど、日米共同発表との関係で本会議でもやってきました。県としての対応のところで、普天間飛行場移設問題については、名護市長選挙や県議会の意見書可決などを踏まえると、極めて厳しいと知事は何度も言っていますけれど、これは受け入れることが厳しいと理解していいのですか。

○又吉進知事公室長 そのとおりでございます。

○前田政明委員 受け入れることが厳しいと。それで、この受け入れることが厳しいということは、受け入れるという前提に立っての発言ですよ。

○又吉進知事公室長 そういうことになるのかわかりませんが、この字面のとおり、やはり名護市長選挙、あるいは県民大会等の現在の状況を踏まえると、政府において、この案を実施していくことは極めて厳しいと申し上げているわけですね。

○前田政明委員 県内移設反対という言葉、県当局が使わない理由は何ですか。

○又吉進知事公室長 本会議の答弁でも何度かやりとりがあったわけですが、大変厳しいという言葉—反対と言わないのはあらゆる選択肢を—やはり政府の説明を聞いた上で、あらゆる選択肢について検討すべきであるという県の考え方があります。

○前田政明委員 今の選択肢というものは、日米共同発表で示されている方向が政府の結論ですよ。

○又吉進知事公室長 結論というか、政府のいわゆる合意内容、日米合意の内容であると理解しております。

○前田政明委員 先ほどのあらゆる対応というものは、日米共同発表で日米両政府は1800メートルの長さの滑走路を持つ代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置するということが決定されていますよ。これに対して私たちが思うのは、賛成か反対かしかないと思うのですが、その多様な対応というものはどういうことなのでしょう。

○又吉進知事公室長 行政としましては、まず一義的に、これは本会議でも知事が何度も申し上げておりますけれども、そもそもこの問題につきましては、県はかつて名護市の合意のもとに、いわゆるキャンプ・シュワブ辺野古崎への移設というものをやむを得ないとしていたわけでございます。しかしながら、その後新政権になりまして、最低でも県外と、閣僚以下政府の約束として行っ

たことが唐突に—今唐突感という言葉を使っておりますけれども、それが180度変わって現在に至っているということに対して、説明があつてしかるべきでしょう。その上で、かつて県が認めていた案、あるいは最低でも県外としていた案、あるいは現在の結論というものに対してその道筋がはっきりしていない、したがってこれを説明すべきであると県は言っているわけでございます。

○前田政明委員 かつて県がとっていた案、また新たな案—道筋と言いますけれども、結果的には結論としてはいろいろあったとしても、日米両政府、特に菅内閣を含めて沖縄県の同意は要らないと。要するに、沖縄県が受け入れざるを得ないような状況をつくっていくというのが、岡田外務大臣の発言の趣旨などもありますけれども、今お聞きしたいのは、皆さんはこのもとの案、すなわち知事がキャンプ・シュワブ沿岸案が最も好ましい言っていたころに戻る可能性は否定していないわけね。

○又吉進知事公室長 否定も肯定も現時点ではちょっと判断がつかないわけですが、ただ何度も申し上げているように、この間の経緯を踏まえれば、現在の日米合意案を実施し、それを受け入れることは極めて厳しいと申し上げているわけです。

○前田政明委員 現在は極めて厳しいと。だけれど、この説明があれば、それは今の時点での極めて厳しいという条件はなくなっていくわけですか。

○又吉進知事公室長 どのような説明がなされるかということなのですが、この説明があればという仮定にはちょっとお答えできないのですが、まずはこれまでの経緯について、政府の責任でしっかり説明をすべきであるということをおっしゃっているわけですか。

○前田政明委員 ですから、日米共同発表で結論は出ているのですよね。私が言っているのは、あなた方の話は仮定の話であつて、これは結論は出ているわけで、すなわち1800メートルの滑走路を持つ代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置すると。この結論に対してどういう態度をとるかだから、説明がどうのこうのということではない。説明があれば多様な対応として、ちょっと軽微の手続の変更があれば認めるという以前の立場とまだ変わらないと理解をせざるを得ないのでありますが、そこはどうなのですか。

○又吉進知事公室長 今、前田委員がおっしゃった結論というとならえ方が、若干県と意識が違うのかと思いますが、日米合意でそういった共同発表がなされたというのは確かでございます。しかしながら、政府として沖縄県に説明もなしに、これまでの経緯もなしにこの合意案を進めるのかということに関しては、県はこれは当然納得ができない話、あるいは県民も納得できない話でございます。まして、まずはその説明をすべきであるということでもあります。したがって、最終的な結論に至っているという認識には立っておりません。

○前田政明委員 私は、これは非常にごまかしだと思いますね。日米両政府は共同発表をしており、オバマアメリカ合衆国大統領とも首脳会談をして確認をしていると。だから、沖縄県としては経過は別にしても、いずれにしてもそれに対してどういう対応をするのかと。従来の対応でいくのか、それとも従来の対応ではなくて、さっき言った県民世論その他の背景、名護市長選挙での選挙結果、こういう状況からして、なかなか賛成するのは厳しい、そういう面では県民の感情その他の状況からすれば、従来の立場を変更して、やはりこの日米共同発表に対しては反対ということを明確に表明する以外にないと思うのですけれどね。そこはどうなのですか。

○又吉進知事公室長 従来の立場を特に変えるというわけではなくて、県としての立場というものは変わっておりません。ただ、名護市長選挙一先ほどの繰り返しにはなりますけれども、そういう変化の中で、県では極めて厳しいという姿勢を表明しているわけでございます。

○前田政明委員 従来の立場は変わらない、賛成するのは厳しいと。それで、日米共同発表について皆さんはどのような評価ですか。

○又吉進知事公室長 日米共同発表は、先ほど前田委員がおっしゃったようなキャンプ・シュワブ辺野古崎地区付近にというようなことが合意されている。この部分につきましては、何度も申し上げているように、それに至っては具体的な説明は日米両政府からないという意味において、極めて厳しいということでございます。ただ、その他の負担軽減ということがありますので、それはまだ抽象的な部分があるので、精査していきたいというように申し上げております。



○前田政明委員 日米共同発表では、「両政府は、オーバーランを含み、護岸を除いて1800メートルの長さの滑走路を持つ代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。普天間飛行場のできる限り速やかな返還を実現するために、閣僚は、代替施設の位置、配置及び工法に関する専門家による検討を速やかに、いかなる場合でも2010年8月末までに完了させ、検証及び確認を次回のSCCまでに完了させることを決定した。」次ですね、「両政府は、代替の施設の環境影響評価手続及び建設が著しい遅延がなく完了できることを確保するような方法で、代替の施設を設置し、配置し、建設する意図を確認した」と。ここで、うちの嘉陽議員が情報公開で、皆さんが許可をした現況調査の許可の中身がありますが、これからすると、この日米共同発表に基づいて、皆さんの権限を活用して、すなわちこれまでの環境アセスメントの手続を活用すると。そして遅滞なくやるという立場に立った従来のいわゆる環境アセスメント推進、すなわち名護市辺野古沿岸案推進という立場で、実務的なこの一貫した一先ほど県の立場は変わらないと言っておりましたけれど、そういうキャンプ・シュワブ辺野古崎及び沿岸案に対する移設の日米共同発表を、忠実に実現するというような立場で仕事をしているように見えるのですけれど、これはどうですか。

○又吉進知事公室長 委員のそのように見えるという御指摘はうなずけるものがございます。ただ当方の理解では、まず1点目の日米合意におきましては、その建設位置と工法はこれから日米両政府の専門家の間で検討するという事になっておりまして、現行案との関連というものが示されておりません。だから、そのあたりがわからない部分でございまして、したがって、私は本会議でも申し上げたのですけれども、確かに政府は環境アセスメントの手続を撤回しておりません。それが新たな日米合意案にどのように関連していくのかということは、現在わからない状況でございまして、これは政府に対して改めて問い合わせていきたいという項目の1つでございまして。

○前田政明委員 この手続を許可しないで一要するに許可の時期を含めて、この許可の権限についてはどういう内容でどういう目的だということを、もう少し説明してくれませんか。

○知念武農漁村基盤統括監 先ほど、陳情処理の概要のところでも御説明したとおりなのですが、沖縄県においては、沖縄県漁業調整規則の中で、水産資源の保護培養それから漁業調整を図るために一定の、例えば操業期間、操業の方

法、あるいは採捕する種類とか、体長等々の制限を設けております。ただその制限については、同規則の中で試験研究等の目的に寄与するものであれば、知事としては許可ができるということで、我々は沖縄防衛局からの申請に基づきまして、その内容等を審査しまして、試験研究等に値するというところで許可したところであります。

○前田政明委員 これは、この水産資源の保護培養になるのですか。

○知念武農漁村基盤統括監 沖縄県漁業調整規則の中で、試験研究等の目的であれば適用除外することができるということが決められております。沖縄防衛局の特別採捕許可申請については、実施計画書等の内容等を見ると、そういう目的に内容が値するというところで許可をしたものであります。

○前田政明委員 処理概要に書いてあるが、沖縄県では水産資源の保護培養及び漁業調整を図るため、沖縄県云々と、そして禁止をしているということでしょう。このような場合ただしと、本来は皆さんの立場であるならば、この沖縄防衛局のやろうとしていることが水産資源の保護培養、こういう研究にかかわると、要するにその水産資源を保護してそれをふやしていく、そのためにどのような種類のものがあって、それをどうするかという研究であったらまだしも、皆さんとしては沖縄防衛局のその研究とかなんとかというものは、この水産資源の保護培養及び漁業調整を図るためのウミガメとかそういうものの保護育成、これにかなうという立場ですか。

○知念武農漁村基盤統括監 先ほど言った水産資源の保護培養とか、試験研究でありますとか、教育実習等の目的であれば許可できる条項がありますよということでございます。

○前田政明委員 これは、本来の研究とかその他という前提は、水産資源を保護して漁業振興、こういうものに役立つ研究その他であれば少々この保護地域の状況の中で少し影響があっても仕方がないと、それは特別にその適用除外で許可をするというものはわかりますよ。皆さんは、沖縄防衛局が今やろうとしている一名護市辺野古の海を埋め立ててやるというものが、ここにある水産資源の保護培養、ウミガメやその他を含めてのそういうとり方を禁止している内容を含めて、かなり厳しくやっている中で許可すると。僕には理解できないのですよ。要するに、沖縄防衛局がこの水産資源の保護培養、そこでさらにこの

漁業区域がもっとサンゴやウミガメやイセエビ、シャコガイ、こういうのがもっともっととれると、いわゆる保護培養になると、そのための研究と調査だということで例外規定があったとしても、これはおかしいのではないの。

○知念武農漁村基盤統括監 先ほどから言っている話なのですが、適用除外の試験研究等ということで、等の中にはこれは水産課のほうでいろいろ決めている話なのですが、例えば大学や試験研究機関等の研究所が行うサンゴ類の研究のためとか、ウミガメの産卵、採取、あるいは海洋工事等に伴う環境調査による生物調査、サンゴ養殖業者による親サンゴの採取等ということで、今回の場合はこの海洋工事等に伴う環境調査に該当するということで許可をしているところでございます。

○前田政明委員 これは環境影響評価法の手続の中にあるのですか。この根拠は何ですか。

○知念武農漁村基盤統括監 今回、我々が許可した中では、環境影響評価法の手続等は考えておりません。

○前田政明委員 だから、皆さんは沖縄防衛局が少しでも漁場をふやして漁民のためになる、そしてサンゴやウミガメを守りそういうような研究をしているものと認識しているの。

○知念武農漁村基盤統括監 そういう認識ではございません。とにかく、試験研究等に該当するという考えでございます。

○前田政明委員 だから、皆さんは農林水産部でしょう。この漁場を破壊し、稚魚を含めて水産の魚が生み育てられるその場所をはっきりとつぶすということでやる、それはアセスメント的でもない、そういう面ではさっき言った研究であれば何でもいいの。破壊するためのこれははっきりしているじゃない。沖縄防衛局が漁民のため、このイセエビだとかシャコガイとかそういったものをとることをかなり禁止もしている。そういう制限の中で、研究のためであれば何でもいいわけ。農林水産の立場からいって本当にどうなのかということは、皆さんが判断するのでしょうか。そういう面では、本来の沖縄防衛局の目的は、名護市辺野古の海を埋めるものだと、そしてその魚が生み育つ場所をなくすための調査だということはわかっているわけだから、そうであるならば、それ

は本来の趣旨に反すると、これは許可できないという立場はとれないのですか。

○知念武農漁村基盤統括監 先ほどから御説明しているとおりなのですが、あくまでも規則に従って許可をしたということで、今までの許可の事例等も一沖縄防衛局だけではなくてほかの、例えば河川の工事であるとかダムの工事であるとか、そういうことも許可はしております。

○前田政明委員 手続上、許可の時期だとか、それはいついつまでにやらなければいけないというような強制規定はあるのですか。

○知念武農漁村基盤統括監 特にそういうことはございません。

○前田政明委員 知事公室長、期限はない、本来環境アセスメントの手続は当然終わっているわけだから、そういう面で沖縄防衛局がこのイセエビやシヤコガイやサンゴを守りウミガメを守るということは、私にすれば全く反対だと思います。そういう面では、私は建築確認の許可ではないのだけれど、それとは違って、今言ったように幾らか裁量権がある、何日以内に許可をしなければいけないというものでもない。そういう面では、熟慮して本当に水産資源の保護培養となるのかということから慎重に検討すると。ましてや、あなた方が言う大変厳しい厳しい、それで県民の世論の状況からしても厳しいということならば、なぜ知事の許認可の問題として、いやもうちょっと待てと、今は厳しいよと、だからとてもではないけれど厳しいとして、どうしてこれを延ばすようなことをしなかったのですか。

○又吉進知事公室長 今、個々の調査の趣旨あるいは許可をした趣旨等につきましては、各担当部局から申し上げたところなのですが、知事公室が認識しているところでは、防衛省によれば、現在、行われている現況調査については、普天間飛行場代替施設建設事業における事後調査等をより効率的に行うためデータを蓄積する目的で防衛省が自主的に行うものであり、環境影響評価書等の作成のための環境調査とは目的や根拠法令等を異にするものであるとのそういう説明を受けているわけです。当該調査は、平成19年から1年更新で継続して行われているものであり、沖縄県としては関係法令にのっとってこれを許可したものでございます。したがって、その申請に対してこれをほうっておくということができないものですから、しかるべき部署でしかるべき審査を行った上で、これは行政手続として審査をして許可したという形でございます。

○前田政明委員 先ほどの期限は定められていないということは、理解しているわけね。

○又吉進知事公室長 所管部局の答弁のとおりでございます。

○前田政明委員 そうしたら、稲嶺進名護市長が誕生した、新しい状況だと、そういう面で稲嶺名護市長は名護市に許認可が求められているもの、普天間飛行場の代替施設の建設にかかわる現況調査、それから河川等の立入申請、天然記念物の現状変更等許可申請書、漁港区域内における行為の4点についての許可等はしないと。そういう意味で、しかし県が許認可権を持っているもので、県の規則では使用許可申請には地元の同意が必要だということで名護市長の同意が必要なものもある。そうしたら、名護市長が誕生したと、それは新たな民意だと、陸にも海にも基地は要らないと、そう言って頑張っている行政権の手続のものとして、当然市長の権限、それを活用してやはり今大事な時期だから慎重に審議をする、あなた方の説明を受けていないわけだから、政府から説明を求められると、そういうことであれば、少なくともこの日米両政府は、この共同発表でキャンプ・シュワブ辺野古崎に1800メートルの滑走路をつくると。岡田外務大臣などは、同意は要らないという趣旨の発言をしている。そうしたら言っていることはおかしいのではないの。要するに、説明を聞かなければわからない、大変厳しい厳しい、そうしたら説明を受けるには時期が必要でしょう。期間が必要でしょう、皆さんは当然そういうことで聞いて納得をして、そしてそれから今言っているものをどうするかと、少なくとも百歩譲ってもなるべきであって、そういう面では説明は受けていない、どうしてそうなったかわかりません、説明を受けなければ何もできませんでしょうと言いながら、具体的にこの必要な調査の許可を単なる研究だという名目で実施するというのは、矛盾しているのではないの。

○又吉進知事公室長 まず、委員のおっしゃることも大変よく理解できる気がしますが、前提として、現在の日米合意案を推進することは極めて厳しいと、これは県のスタンスでございます。この現況調査等につきましては、これも行政行為として申請があったものは、その手続にのっとって審査し回答するという形であります。ちなみに、名護市の状況ですが、確かに名護市長の政治姿勢等についてはよく承知しておりますけれども、名護市も先ほど委員がおっしゃっていた4項目については受理した上で、現在、担当部局においてその処理を検

討しているとうかがっております。したがって、行政は行政として、やはり行政行為としての判断があるということを御理解いただきたいと思います。

**○前田政明委員** 私が言っているのは、そういったものではないんだよ。あなた方は、日米合意で決定されていますよと、賛成か反対かしかないのではないのと、いや多様な対応と、どうして今までの態度から変わったのかわかりませんから説明を受けないことには何もできないでしょうと、行政は一つでしょう、全体的に。当然これは、沖縄県知事仲井眞弘多名で許可を出しているわけだから、そうなるかと皆さんが言っているのは、全く県民だましだよ。いやいや厳しい厳しい、まだ説明を受けていない、しかし何月何日まで、1カ月以内に許可を出さなければいけないとか、環境アセスメントの手続きみたいに期限も決まっていない。さっき言った趣旨で、研究の立場からどうするかというものは、皆さん自身が出てきたものを熟慮して検討して行う権限はある。そうであるのに、そういうことは全く無視して、みずからの権限を活用しないで、今のこの時期に認めるということは、知事が言っている厳しい厳しいということ、本当に行政の権限を生かしてどれだけ活用するかという点で、全くおかしいのではないの。

**○又吉進知事公室長** この許認可につきましては、条例、規則、要綱等で要件が定まっているということをございまして、それに反しない限り、これを却下してあるいは拒否することはできないという立場でございます。

**○前田政明委員** だから、少なくとも8月末までにはいかなる場合でも完了させるというのが、日米共同発表の立場でしょう。そうしたら、少なくとも県民の立場に立って、それに抵抗しようと思ったらできるすべての行政の権能を最大に工夫するというのが当たり前ではないの。要するに、鳩山前首相が県民を裏切ってそして日米共同発表をして、そして知事も頭越して納得いかないと怒っている。納得いかない納得いかないと言いながら、みずからの権限で一極端なことを言えば8月を過ぎてもいいのでしょう、今の話だったら。要するに、知事は申請をしたら何日以内に許可しなければいけないという強制規定はないのだから。本当に皆さんの言っていることとやっていることは全く違うのだよ。そうすると、先ほどの基本的には従来立場と変わりませんと、ただ名護市長選挙で稲嶺進市長になったと、そして県民大会でも県民の世論が高まって、賛成するには極めて厳しい厳しいと、そういう面で説明がないので説明を求めると。皆さんの権限でも、8月末までこれを延ばして、そして本当に対等にとい

うか政府に言われっ放しではなくて、知事の権限を生かして納得いかないよと、納得いくまでは当然知事の権限で許可を出さないというのは、普通の対応ではないの。

**○又吉進知事公室長** 知事の権限で許可を出さないという選択肢があったかどうかですけれども、これにつきましては、先ほどから担当部局も申し上げているとおり、これは申請の趣旨に沿って許可をしたということでございます。ただ、県内移設は極めて厳しいという県の考えは変わりません。

**○前田政明委員** 私は、許可するしない、あなた方のことでやるとかやらないとかは言っていないよ。要は、さっき言ったように、権限で何月何日までにやらなければいけない環境アセスメントの手続きみたいに決まっていけないではないかと。そして、研究のためであったら精査する、それで独自に精査してどうなのかなということ、この申請について熟慮して検討する、これは与えられているわけだから、私はそこを問題にしているのだよ。なぜ、今そういうような大事なものに許可を出したのかと。時期の問題ですよ、時期の問題、8月までのものを含めて。そこで、県知事が埋立申請は断固やらない、ましてやこの名護市辺野古地区において沖縄防衛局がやるようなことは一名護市長が言っているように、基本的に普天間飛行場の代替施設にかかわるものであれば一切協力したくないという立場に、少なくとも厳しい厳しい厳しいのであったら、少なくとも説明してわかりましたと、わかりましたからこれは許可しましょうと言うのなら、僕は百歩譲って、これは皆さんの権限だよ。だけれど、これだけ大きな問題になっているにもかかわらず、口では厳しい厳しいと言いながら、実際には説明を受けていませんと、意思決定ができませんと、多様な判断ができませんということを行いながら、仲井眞弘多知事名で具体的にこの日米共同発表の中身を進めることに手をかしていると思われる見られても仕方がないでしょう。どうですか。

**○又吉進知事公室長** そのような認識に県は立っていないからこそ許可をしたわけございまして、行政手続としてこれは適法であったという判断でございます。しかしながら、代替施設の問題につきましては、現在、本会議等でも申し上げた姿勢は変わらないということでございます。

**○前田政明委員** 詭弁だね。知事公室長として本当に厳しい厳しい、そういう面であなた方のやる仕事は一知事も参加した県民大会以降、普天間飛行場は閉

鎖、撤去すべきだと、県内移設は断念すべきだと、そして沖縄21世紀ビジョンでも基地のない沖縄を2030年までに目指すことになっているでしょう。そして、いろいろなことを書いてある、環境を守るとか。言っていることとやっていることを我々は見きわめないといけないわけだよ。だから、これは合法的ですかそれは違法だとか言っていないよ、僕は。私が言っている質疑をはぐらかしてはいけないんだよ。いかなる場合でも8月末までに完了させると、こういう時期にみずからの権限があるにもかかわらず、なぜ今この意思決定ができないという流れの中で、あなた方は、こういう決定をしたかということを知っている。これが合法かそれからどうのこうのというような、そんな聞き直るものは聞いていないよ。

○又吉進知事公室長 議論がちょっと平行線で大変申しわけないのですけれども、私どもは申請のあった処理に関しましては、これは延ばす延ばさないといった判断も含めて適切に対応せざるを得ない、これが行政機関の一つの仕事であります。しかしながら、この根本にあります代替施設の問題につきましては、先ほどから申し上げているように大変厳しいと、そこは姿勢としてはあるということでございます。

○前田政明委員 これ以上言ってもあれなので、僕は思いますけれど、やはりおかしいですよ、知事公室長。あなたはアメリカにも行ってきているわけで、沖縄県民の反対で政府は追い込まれたけれども、このゲーツ国防長官から結局、名護市辺野古だという圧力があつただけだけれど、結論は出ているわけだから、本当に県民の願いにこたえて、皆さんはどのように行政権を活用するかということですよ。具志孝助委員もいるけれど、私は那覇市政の与党の幹事長もやりましたよ。親泊市政のときに、どう行政を活用するかということで違憲訴訟もやりましたよ。そして、あらゆる努力をしながら、基地を開放させて区画整理事業もまだ決まっていなかった那覇市の新都心でも那覇市金城でもそういう中でどうしたらいいかと、那覇市の市街地のようだったらいいということで、地主の方々も、では返還したほうがいいなと変わってきたんですよ。そういうふうにして、県民の期待にこたえて、住民の期待にこたえて、どう行政権を活用するかというのが行政の長の仕事ですよ。言っていることとやっていることが一致する。今の話は何ですか。全く逆ではないか。本来あの県民大会の思いを受けとめるならば、この沖縄21世紀ビジョンをやるならば、少なくとも今大事なものは、8月までに一我々から言うと沖縄県知事が熟慮に熟慮を重ねて、この調査もできなかったと、これは一つのシグナルですよ、大変厳しいというやつ



の。だけれど、皆さんの今やっていることは、いやいや表面的には厳しいと言っていますよ、従来と変わりませんよ、ちょっと50メートルぐらい寄せていただければ賛成する方向ですよと、従来立場と変わらないと見られても仕方がないでしょう。答えてください。

**○又吉進知事公室長** まず、今の委員の発言の前段部分ですね、行政としてあらゆる考え方、手段をもって基地の整理縮小に当たるべきだということは、大変私も同感でございます。ただ、現在進行形のこの代替施設の問題で、今与えられている状況としては日米共同発表がある、8月末までに工法等を詰めていくと。その一方で、アセスメントの手続は従前からずっと続いているという手続上の問題、その他のものが錯綜しております。ただ最終的に、やはり知事はこの代替施設の問題につきましては、県内移設は厳しいと言っておりますので、その考えのもとに今後その理由をただす等の作業を進めていくということでございます。

**○前田政明委員** 今のお話を聞いて、私はやはりそういう厳しい厳しいという立場に立っていないかと、そこは本音のところはやはり隠されているというような感じがします。今後、少なくともこれを前例とするならば、やはり知事の権限を活用して、少なくとも埋め立ての許可申請などには応じないと、こういう態度くらいは熟慮してやはりやるべきではないの。

**○又吉進知事公室長** 埋め立ての問題につきましても、これは本会議で答弁させていただいたところですけども、今後の政府がとってくる対応等が推定されるものがあるわけですけども、SCC－日米安全保障協議委員会の合意であるとか。ただ現在においては、埋立許可申請の段階に来ておりません。したがって、その埋め立て云々については申し上げるわけにはいかないのですが、繰り返しになりますが、現在、政府が進めている案というものは、極めて厳しいというのがこれは一貫した県の考え方であるということでございます。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時25分再開

**○渡嘉敷喜代子委員長** 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

前田政明委員。

○前田政明委員 東村高江のヘリパッドの件ですけれど、請願・陳情説明資料の35ページです。本会議でも聞きましたが、北部訓練場の周辺におけるヘリコプターその他の事故、この状況について、この間のものを説明していただけませんか。

○親川達男基地対策課長 北部訓練場における米軍関係の事件・事故でございますけれども、航空機事故が本土復帰後14件発生しております。すべてヘリコプターによるものでありまして、そのうち墜落事故が6件発生しております。

○前田政明委員 死亡事故を含めて、もう少し詳しく一何月何日で、機種はどういうもので、何名死亡し、場所はどこというように答えていただけませんか。

○親川達男基地対策課長 まず、昭和48年8月2日－1973年ですが、普天間飛行場所属のCH46ヘリコプターが墜落しまして、乗員3人が死亡、1人が行方不明。それから昭和50年－1975年ですが、普天間飛行場所属のCH46ヘリコプターが安波ダム建設工事現場の資材運搬用ロープに接触して墜落炎上し3人が死亡。昭和55年－1980年12月19日、やはり普天間飛行場所属のCH46ヘリコプターがワイヤーに接触して墜落し1人が死亡、2人が重症。昭和60年－1985年ですが、普天間飛行場所属のCH53ヘリコプターが辺野喜ダム付近に墜落し乗員4人が死亡。昭和63年－1988年10月、普天間飛行場所属のCH46ヘリコプター1機が墜落し、乗員4人が死亡。もう一件ございますが、平成11年－1999年4月19日、CH53ヘリコプターが、こちらは北部訓練場沖合の海上に墜落ということで乗員4人が死亡。死亡関係については、以上でございます。

○前田政明委員 その他には不時着とか、かなりありますよね。それで東村高江の皆さんが言っているように、そういう事件・事故が、死亡事故を含めてある。15カ所にヘリパッドがありながら、この東村高江の部落をなお6カ所でぐるっと包囲するような形になると。今でさえさっき言った死亡事故が絶えない中で、實際上この航空機事故とかそういうものが、本当に低空飛行などを含めて、これは考えられるのではないかなど。そういう面では、これ以上のヘリパッドというものは一私は前に1回言ったが、仮に返還云々があったとしても、やはりそういう極端な、東村高江を取り巻くような形でのあり方というものは

大変だと思いますけれど、知事も知事公室長も行かれたと思いますけれど、住民の皆さんの声も聞きながらそのところはどうですか、知事公室長。こういう事件・事故の経過を踏まえて、住民の安全というものを皆さんは守ることができますか。

○又吉進知事公室長 今おっしゃるように、北部訓練場というのですか、ヘリコプターの事故というものはかなり起こっておりまして、このヘリパッド移設に関する県の基本的な方針と言いますのは、今委員がおっしゃったように、SACOの合意を着実に進めていく現実の方策ということなのですが、当然ながらこういった事故も踏まえて、政府においては住宅上空や生活道路上を除外して飛行ルートを設定するなど、安全に配慮をすべきだということを、平成19年3月を皮切りに何度も申し上げているということでございます。

○前田政明委員 要するに、ヘリパッドが15カ所にあるわけですよ。そして、キャンプ・ハンセンの周辺のヘリポートというのは大体幾らぐらいあると推測されますか。

○又吉進知事公室長 以前、答弁させていただいたこともあると思いますが、これは具体的に明らかにされておりません。ただ、県がきちんとオーソライズされていない資料によると30カ所以上あると。

○前田政明委員 キャンプ・ハンセンの宜野座村部分を含めて、大体32カ所とか34カ所とか言われていますよね。それで、北部訓練場の15カ所を足すと、少なくとも47カ所。だから、仮に少なくとも移設条件だからと言って、この近辺で15カ所もヘリパッドがある。そして、すぐ近くに32カ所もある。キャンプ・ハンセンから北部訓練場まで合わせると、約50カ所近くのヘリパッドがあるのですよ。それなのに、わざわざこの部落の周辺に6カ所も集中するということは、これはもう人道上も許されない、少なくとも皆さんの理屈として県が違うとしても、少なくとも過半は返還してもらおうという場合でも、こんなにたくさんヘリパッドー着陸地点があるのに、これはもう6カ所のヘリパッド建設はやめてくださいと、沖縄県としても住民の生命を守れませんか。さっき言ったように、死亡事故だけでこれだけありましたけれど、いろいろな不時着、その他、最近でも区民の集まりの中でも、どこどこにとまっているのを見たよとかーそういう面では、仮に移設条件でやる前提だとしても、ヘリパッドをわざわざ東村高江のところにもつくらなくてもいいのではないですかと。軍事的に

も、別の訓練場に16カ所もあって、さらに50カ所近くあればこれで済むのではないですかというような立場から、少なくとも知事が住民の皆さんの意見を聞いて、やはりこの前の説明会でも、懇談会でも無条件でこれはいいよと大歓迎するよと言う人はいないでしょう。そういう面では、どうなのですか。そういう立場から、仮にいろいろな基地を認めるとしても、人道上許されないということで、沖縄県としても住民の生命と財産を守れないと、これは見直すべきだと、そういうようなヘリパッドの6カ所の建設については、やはり物を言うべきではないのですか。

**○又吉進知事公室長** 今委員のおっしゃることは大変理解できるところでありまして、先般の知事のヘリパッド視察に私も同行しました。そのときに、知事が記者に対して申し上げたのが、やはり近い気がするということで、実際に運用上はどうなっているのか、あるいは騒音がどのようなものか、あるいは生活にどう影響があるのかということは、これはきちんと把握され説明されなければならないと考えております。今沖縄防衛局において、地元の方々との勉強会等を進めているようですが、そういうものもやはり勘案しながら、今委員のおっしゃったように、住民生活への影響は極力減らすと、あるいは減らしなさいということは、県としても申し上げていくべきだと考えています。

**○前田政明委員** 仮に移設条件つきだとしても、私は本来だったら無条件撤去すべきだと思うのですよ。少なくとも、沖縄県としては人命を守るとさっき言ったように、墜落事故もいっぱいあるし、死亡事故もあると。これが6カ所にヘリパッドを建設するとなると、それこそ本当に大変なことになると思うのですよ。だから、そここのところを知事も言っているわけだから、やはり住民の皆さんの生命を守ると、そういう面では、何らかの形で視察をして住民の声も聞いているわけで、そここのところを知事公室長、ぜひそういうような事態というのは避けるべきだと、それから演習場もあるわけだから、やはりそここのところは訓練場も影響ないでしょうという形で、私は少なくとも現場に2度知事が行かれていますので、そここのところはぜひ、何らかの形で検討して、この住民が安心するというような方向で努力すべきだと思いますけれど、重ねてもう一回お願いします。

**○又吉進知事公室長** まさに委員のおっしゃるとおりでありまして、やはり住民の生活、生命、財産というものを第一に考えるということがやはり大事でありますので、それをしっかり踏まえた対応を県としてもしていきたいと考えて

おります。

○前田政明委員 あそこの住民の方ともいろいろなお話をしたと思いますよね。沖縄市泡瀬から移って来た人とか嘉手納町から移って来た人とか、本当に基地のそばで基地あるがゆえの苦しみを味わいたくないということで、子供たちにこの自然環境の中で伸び伸びと育ててもらいたいということで、東村高江は人口がふえているのですよ。それで出産する人たちも何名かいるわけで、そういう意味では7月工事強行というようなことは、そういう人道上の問題も含めて、やはり配慮すべきだという立場で、工事ありきということではなくて、そういうような状況も勘案して、やはり工事は強行すべきではないという何らかの県の意思表示をすべきだと思いますけれど、どうですか。

○又吉進知事公室長 今おっしゃった方々の声は大変重たいのですが、さらに視察の際には東村長、それから東村高江区長ともお会いしました。いろいろな意見があるようでございます。したがって、そういった意見も踏まえてしっかり対応していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 請願・陳情説明資料79ページの陳情第140号に関してありますが、まずこの陳情の中で、基地内にある米軍施設を利用することは法律違反であると書かれていますが、その事実関係はどうか。

○又吉進知事公室長 問題となっている施設は、タイヨーゴルフクラブという名前なのでしょうか。これは泡瀬ゴルフ場の代替施設として、3月1日にオープンしたと聞いております。実は、報道で日本人が自由にプレーしているという事実があると、あるいはあるのではないかということについては、これは現在、事実確認をしております。もしそうだとすると、これは問題が2つありまして、1つは税の公平上の問題です。ゴルフ場利用税が免除されてしまうという話が1つ、もう一つは、日米地位協定第15条に福利厚生施設の目的というものがかかれているわけございまして、実際に日本人の使用というものがそれに当たるかどうか、この2点については、これはしっかり正していきたいと考えています。

○桑江朝千夫委員 もう一度、これは法律違反をしていると、税法上もそう言っているわけですか。

○又吉進知事公室長 実態がはっきりしないわけでございまして、そもそも日本人が自由に通常のゴルフ場と同じように予約をし、プレーをすることはできないはずなのです。泡瀬ゴルフ場ではそのような処理がされていたと聞いています。したがって、もしそういうことがあれば、日米地位協定上これは従来の趣旨に反する行為だと考えます。

○桑江朝千夫委員 今回の件で、処理概要にも書かれています日米地位協定の見直しを求めている中で、「日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること」を求めていると。これをもっとかみ砕いて教えていただけますか、今言ったことなのか。

○又吉進知事公室長 これは、平成12年に11項目をまとめたときに入れた項目でございます。当時は、やはり泡瀬ゴルフ場で同様の事例があるのではないかという話がありまして、この項目が入っているのですが、日米地位協定をどう読んでも、これは自由にプレーをさせると解釈されないわけでありまして。ところが、具体的に日本人が利用するための制限とか手続とかそういったものが定められていない、米側ですね。それを定めてくれというのが、この要請の中身であります。

○桑江朝千夫委員 日本人が米軍施設内でこのゴルフという競技、レクリエーションに限ってのプレーですが、それをしっかりと制限するように求める、新聞にもあったように、かなり自由に出入りができる小さいゴルフコースがあって、そこも日本人だけでプレーできる状況というものをしっかりと制限するように求めていくわけですよ。

○又吉進知事公室長 いかなる理由でこの日本人がプレーをしているのか。要は、福利厚生施設の趣旨にあうような形であったのかどうかというものは、確認をしなければならないと思います。ただ、これは仮定の話ですが、今おっしゃるように日本人を自由にプレーさせているということであれば、これはやめていただきたい、やめさせなければならないというのが県の考えです。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 請願・陳情説明資料の78ページの陳情第124号ですが、県はこの件で現場へ行きましたか。

○又吉進知事公室長 行っております。

○吉田勝廣委員 どうでしたか。いつごろ行ったか。

○親川達男基地対策課長 県議会の本会議でいろいろ指摘がありまして、それが終わってから職員のほうが現場を確認しております。ちょっとおくれたのですけれども。

○吉田勝廣委員 ここに予防着陸と書いてあるのですよね。予防着陸というのは、どういうことなのかな。

○親川達男基地対策課長 米軍によるものですけれども、予防着陸については、どのようなささいなものであれ、航空機に何らかの異変があればとられる標準的な安全措置であるとしております。

○吉田勝廣委員 不時着との違いはどうか。

○親川達男基地対策課長 県では、統計上は用語として不時着と予防着陸を厳密に取り扱っていないのですけれども、不時着とは飛行中の航空機が燃料の欠乏であるとか、予期しない場所におりることを考えております。

○吉田勝廣委員 そんなに違いはないのではないかと思うけれども、要するに、予防着陸と言うのは燃料とかそういう異常事態が発生していないときに、ちょっと何かの異変が生じたときに予防的に着陸をしなくてはいけないということなのか。天候によって、やむを得ずそこに着陸したのか。この辺だけを明確にしていただければいいと思うけれど。

○親川達男基地対策課長 今回の沖縄防衛局からの説明は、悪天候を理由にということですので、予防というか緊急着陸と県は考えています。

○吉田勝廣委員　　そう言うから困るんだよな。予防着陸、不時着陸、全部緊急着陸ではないですか、総合的に言うと。それで僕が言っているのは、こういう事件・事故が発生すると、村がすぐ現場に一僕も行きましたけれどね。どういう場所であっても、遅く行ったらその形態はわかりませんよね。どういう中で着陸したのかということがわからないものだから、そこがどういう場所であるか、かなりここは狭い場所だし、僕から見るとこのパイロットは逆に非常に優秀ではなかったかなと、ああいうところに着陸できるということは。というのは、周囲にもっと着陸する場所があるわけだ、基本的には、海ではなくても。僕は、そこにちょっと疑問を持つわけです。周囲にもっと広場があって着陸できるのに、なぜそこに着陸しなかったのかと。要するに、ある意味ではアラームというか、緊急にかつ早くそこに行く前に着陸しなければいけない状況があったから、天候だけではなくて、もっとほかに原因があったのではないかというのが、僕の推測なのよ。あの現場を見て、皆さんどう思いましたか。

○又吉進知事公室長　着陸の定義というものがありますけれども、とにかく通常ではない着陸をそこにしたということですから、当日は大変な悪天候だったと、とりわけ那覇市でもその数時間前に雨があったのですが、視界がきかないほどの悪天候であったので危険を察知してというのですか、そういうことで着陸したのだと、県が受けている説明はその限りでございます。

○吉田勝廣委員　　余りこれで長い議論をするわけではないのだけれども、県はそれを受けた、受けてから我々にそのままお話をするわけだよな。県民に対して、そういうことですよ。沖縄防衛局は、天気であれだったものだから緊急やむを得ずそこに着陸したのだということを米軍から聞いてそういうお話をするわけだ。県は、これを沖縄防衛局から聞いて、また我々にこれはそうだったという話をするわけですよ。その後の現場を検証してみれば、また実際に天候がこうだった、なぜヘリコプターが飛ぶかと我々はまた疑問を持つよね、逆に。そういう海岸線を低空飛行することに対して疑問を持ちますよ。どこへ演習に行く予定だったのか、どうなのかとか。このヘリコプターは、演習予定だったのですか。

○又吉進知事公室長　その飛行の目的等については、これは運用の問題として知らされておられません。

○吉田勝廣委員　　だから、先ほど前田委員が言ったように、そのヘリパッドは



約80カ所ぐらいだと、沖縄県全体で大体それぐらいだと。とにかくヘリパッドの数が多すぎると。そういうことで、その飛行ルートも明らかにしない、訓練に行くのも明らかにしない。だから、県が言うのは、民間上空だけは飛ばないようにということだけをお話ししている。何回も同じことだけれど、今みたいに、例えば事件・事故が起きたとしても、このヘリコプターはどこへ行くのだったのですかと、目的や行き先も明らかにしないわけでしょう、逆に言って。だから、基本的にはそういうことだから、我々が口酸っぱくよく言う機会あるごとにこれは言うべきだと思うよ、言わないよりいいわけだから。言うべきだと思うけれども、それがなかなか実行性がないと。最終的には隠れてしまうわけだから。その辺は、もうちょっときちっと、やはり事故が起こったわけだから、またアメリカ側は事故とは言わないはずだから、これは事故ではありませんと言うと思うから、事故の概念からすると。だから、そこを僕はきちっとやるべきだと思います。そもそも、どこで訓練するつもりでいたのかとか、そのとき米軍はどういう気象条件で察知していたのか、それでなぜヘリコプターが飛んだかとか、そうやらないと、またこういう事故は何回も起こると。どうですか。

**○又吉進知事公室長** 県としましても、予防着陸で安全性が強調されているわけですがけれども、この宜野座村松田の海岸におりたという事実は、これはそれ自体いかなる理由があろうとこれは県民に不安を与えた、住民に不安を与えたことは間違いないわけでございまして、したがって、直ちに要請、申し入れを行ったわけでございます。したがって、やはりかかる事態のないように、県としては引き続き申し入れていくということでございます。

**○吉田勝廣委員** 県議会が始まってから行くのも結構だけれど、やはり翌日、二、三日のうちにやはり僕はやるべきだと思うけれどね、事件が発生しているわけだから。その着陸した跡形も実際あるのですよ。大体わかりますよ、推測できますよ。だから、そここのところの写真も撮ったりして、いろいろやるのが大事、あの場所がどういう場所だったかというやつも含めて。宜野座村は、そこを観光地にしようとしているわけだから、そのルートをまた変更するのですかと。そこまで踏みこんでいかないとなかなか解決できないと思いますよ。

次に、請願・陳情説明資料の21ページの陳情第46号、この文言ですね、皆さんの処理概要。これはグアム移転に係る協定も容認してSACOも容認をしてこういうことになるのだけれども、一番最後に、県は極めて厳しいと、普天間飛行場の名護市辺野古移設は。そうすると、ここに在沖米海兵隊のグアム移転

にかかわる協定は云々と書いて、実施のための法的枠組みを定めるために締結したとのことであるとありますと、県としては、同協定により在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものと考えていますと。グアム移転協定というものは、前提が3つあるよね。その3つを言ってもらえませんか。

**○又吉進知事公室長** 今3つの条件と言いましたが、ちょっととらえにくいのですが、日米両政府が約束する在沖米海兵隊のグアム移転の実施、それから多年度にわたる資金拠出でありますとか、グアム移転協定では掲げられていると考えておりますが、本協定の締結により、多年度にわたる資金拠出を初めとする日米双方の行動が法的に確保され、再編実施のための日米のロードマップにおいて、日米両政府が約束する在沖米海兵隊のグアム移転の実施が確実なものとなる。このことにより、沖縄県の地元住民の負担の軽減につながるということになるということです。前提は、2006年の再編実施のための日米のロードマップということでございます。

**○吉田勝廣委員** だから、名護市辺野古への移転が前提だけれど、その前提は前提としても、そこに日本政府はお金を払わないといけないよと、前提はお金と。それから、一番重要なものは名護市辺野古への移転ですよ。普天間飛行場を名護市辺野古へ移設することを前提としていますよね。そうすると、グアム移転協定というものはいいことだから、これはぜひやりましょうと。しかし、その中の大前提である普天間飛行場の名護市辺野古への移設は極めて難しいと。矛盾しないですか。

**○又吉進知事公室長** これは従前から申し上げているとおり、御理解いただいていると思うのですが、グアム移転協定の中の嘉手納飛行場より南の施設の返還及び海兵隊要員8000人のグアムへの移転と、その部分は確実にやっていただきたい、負担軽減につながるということをここに書いてございます。ただ、普天間飛行場の移設—現在の日米共同発表につきましては、極めて厳しいということなんです。

**○吉田勝廣委員** だから、皆さんは方針を変更したわけだよね。普天間飛行場の名護市辺野古移設を前提としていたわけ、仲井眞知事も含めて。いろいろな状況があって、極めて厳しいということになってきたわけでしょう。

○又吉進知事公室長 県としては、方針を変更したとは考えておりません。これは諸状況が変わったわけでございまして、つまり名護市長選挙の結果、その前提であった名護市の同意というものがなくなった、あるいは県民大会等の諸状況を勘案すると、これは県内移設は極めて厳しいと申し上げているわけです。

○吉田勝廣委員 この中に、県議会の意見書可決も含まれていますか。

○又吉進知事公室長 はい。答弁しておりますが、その要素も中に含まれております。

○吉田勝廣委員 それと、極めて難しいというのは3つだけですか。名護市長選挙の結果、県議会の意見書可決、県民大会の開催、この3つがあったから仲井眞知事は方針は変更しないけれども、極めて難しいという沖縄県の状況になったということですか。

○又吉進知事公室長 この3つを直接の理由にしているわけではありません。こういうもののそれぞれの状況、あるいはそもそも最低でも県外と言っていた政府が、結局このような結論に至ったことに対する県民の怒りとか、そういったものがあるのだと知事は申しているわけです。

○吉田勝廣委員 そうすると、知事はまだ普天間飛行場の名護市辺野古移設はあきらめていないということだよな、方針変更していないということは。

○又吉進知事公室長 極めて厳しいと申し上げております。

○吉田勝廣委員 極めて厳しいわけだから、この極めてというものがなくなれば、これはもとの方針に戻るといふことなのですね。

○又吉進知事公室長 これは本会議でも答弁しておりますけれども、行政の長としてはあらゆる選択肢、さまざまな選択肢を考えなければいけないということでございます。

○吉田勝廣委員 僕は、大田元知事がこの名護市辺野古への移設問題をめぐって橋本元総理大臣と何回も会って、そのときに極めて難しいことも、当初言っていないのですよ。意思表示をしていないのです。しかし今、仲井眞知事は極

めて厳しいという意思表示をしているわけです。このいろいろな状況、先ほどの4点。そうすると、例えば今政府が変わりましたね、名護市辺野古沖にもっていかうではないかと変わったと。県議会や名護市の状況も変わってきた、いろいろこうして一つ一つ変わってくると、知事もまたもとの方針に戻る可能性はあるということですよ。

○又吉進知事公室長　そもそもそういうふうに物事が変わっていくのかどうかということがわからないわけでありまして、現時点では極めて厳しいと申し上げざるを得ないということです。

○吉田勝廣委員　いや違うのよ。これは去年の衆議院議員総選挙からまだ1年もたたないうちに変わったのではないの、逆に言うと。衆議院議員総選挙が終わって、まだ1年たたないですよ。それでみんな変わったわけでしょう。ある意味では、この1年弱で県議会も全会一致で意見書を可決するようになった、県民大会も持つようになった、名護市長も変わった、政府も変わった。そうすると、今後、例えば政府が変わったと、政府が変わったから、次は名護市議会議員がまた次の選挙で変わるかもしれないと。また県議会も変わるかもしれないとか、いろいろ状況はあるではないですか。そうすると、僕が言っているのは、いろいろなことはあったとしても、もう沖縄県では難しいよと認識していたのですけれどね。時がたって、あと1年、2年すればこれはまた変わるのかなど。例えば、次の県知事選挙があって、また状況が変わってくると、これはどうなるかわからないという可能性はあるということですよ。

○又吉進知事公室長　質疑の趣旨が、さまざまな条件が変わったときに県側も変わる可能性があるかないかということであれば、そこまではちょっと我々は予測できませんが、そもそもこの問題の原点は、やはり普天間飛行場の危険性の除去であると、この危険な普天間飛行場をとにかく早期に移設させなければいけないということで、ありとあらゆる知恵を出していかなければいけない。そういうことですが、これは政府の姿勢に、方針によって大きくひっくり返ってしまった、しかも県外という期待を上げた上でということです。したがって、これはやはりちょっとすれ違いになるかもしれませんが、政府がまずしっかり県民を納得させる説明をすることが大事であって、県としてはそれを求めているということでもあります。

○吉田勝廣委員　大体わかりました。政府が具体的に説明をして、県民の理解

を得るように協力をすれば、沖縄県も変わる可能性はあるということなのかな。

○又吉進知事公室長 すればというところまでは、ちょっとお答えできません。

○吉田勝廣委員 僕は基本的にこの状況だから、極めて極めて困難であるという事は、限りなくノーと思っているわけですよ、知事の腹づもりは。極めて99%、99.999%。ただ、行政だから極めて極めて困難だと思っているのが僕の認識なのよ、僕のとらえ方はね。そうすると、これからやはり政府が県民に納得できるような説明はできないと思います。だから、我がほうは何をすべきかということは、やはりこれは一貫して名護市辺野古はだめなのだという姿勢を取り続けることが望ましいなと思っております。

次は、例のひき逃げ事件です。これは県警察ですけれども、請願・陳情説明資料の59ページ、陳情第65号、米軍人によるひき逃げ事件に関する陳情ですが、事件が発生してからもう3カ月、4カ月になりますね。これはまだ送検はしていないのですか。

○北川秀行交通部長 今後の捜査の予定だと思いますので、被疑者の自動車運転過失傷害及び道路交通法違反、これは酒気帯び運転と救護義務違反それから事故の不申告の3件でございますが、この立件に必要な捜査を実施し、近日中に事件送致する予定であります。

○吉田勝廣委員 僕は、米軍の事件・事故の取り扱いのときに、いつもワジワジしていますけれど、やはりそれだけ日米地位協定とか、さまざまな基地の外と基地の内側といろいろな差がありますから、法的にもいろいろな意味で非常に困難だと思いますけれど、こんなに長引く原因というのはどういうことなのでしょう。普通の民間人による基地外の事故だったら、これだけかかるものか。やはり米軍人の事故だからこんなにかかるものなのか、この辺はどうなのでしょう。

○北川秀行交通部長 なぜ事件送致がおくれているかということだろうと思いますので、被疑者の自動車運転過失傷害罪の立件から酒気帯び運転及び救護義務違反などの立件に必要な捜査を慎重に進めてきたところでもあります。交通事故捜査は、物理的な面での捜査やその補強的な捜査の必要がある場合があります。今回の事件も、事故を起こした軍用車両と同種の車両を使用した実験を

行うなどの裏づけ補強捜査が必要であったことから、その調整のため時間を要しておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、近く米軍の協力を得て米軍施設内でその実験を行う予定となっております。これが終わり次第、事件送致するという予定となっております。

○吉田勝廣委員 やはり米軍の事件・事故というものは、いろいろな法的な壁にぶつかって、言語も違ういろいろな大変だと思うけれど、県民からすれば、時間がちょっとかかり過ぎているのではないのかなと、いろいろな立件をする過程においても。だから、恐らく県警察も普通の捜査と違って、慎重の上にも慎重という言葉をお話ししているわけだから、このかかり過ぎるという時間をかけざるを得ないという、ここを具体的に県民の皆さんにこういうことかかるといえるのかということとは言えないものですか。

○吉永安彦交通指導課長 今回、時間がかかっていますが、先ほど交通部長のほうからありましたように、事故によっては各種の鑑定等が必要な場合があります。今回の場合も、被疑車両と被害車両からとった証拠品が一致するのか、事故を起こした車であるのかの鑑定、あるいは酒を飲んでおりますので、その酒が事故に与えた影響というような鑑定、それも専門家による鑑定、それと速度一事故時の被疑車両の速度、被害車両の速度、それによって生じた損傷からの事故時の速度の鑑定等々、そういった鑑定で今回時間を要しているところであります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山内末子委員。

○山内末子委員 東村高江区の件について、もう少しお願いしたいと思います。知事公室長は、この東村高江区の問題は、基地負担の軽減につながると思っておられますか。

○又吉進知事公室長 私と言うよりも、県の基本的なこの東村高江区のヘリパッドに対する姿勢というものは、何度も申し上げますように、北部訓練場の過半が返還されるということは、これは基地の整理縮小に資するということでもあります。その条件につきましては、これはやはり住民の生活、自然環境を最大に配慮するべきであると、これが県の基本的な考え方です。

○山内末子委員 前知事公室長にも同じことを伺いました。その中でも、やはり同じような—もちろん県の姿勢ですから、そのとおりの答えではありますけれども、私たちが考えている基地負担の軽減というものは、あくまでも面積だけが縮小していくのが基地負担の軽減ではなくて、やはりそこで今おっしゃっているような、住民生活にしっかりと、住民が本当に軽減されたと実感できる、これが基地負担の軽減だと思っております。そういう考えから、知事もその視察に行かれましたし、その流れの中で今住民の皆さんがやはり心配しているということは、前々から7月から工事再開という話がありますけれども、今はどういう状況になっていますでしょうか。

○又吉進知事公室長 沖縄防衛局に、直近でこの二、三日前に問い合わせしております。近く再開という報道がありました、その報道がどうも正確でないようでありまして、今のところ工事再開は未定であるという回答でございました。

○山内末子委員 何度も本会議でもほかの議員からもありますように、N4地区では住宅に近いところに基地が近づいてきますし、N1地区では耕作地、あるいはまたH地区では水がめである新川ダムとか、そういう観点からしても、今おっしゃっている住民生活に本当に影響のないような、そういう返還にはならないということをはっきりしているわけですよ。そういうことを考えていきますと、その工事再開についても、やはりそこは県として今おっしゃった県の姿勢の中で、これが基地負担の軽減にならないということをもっと強調すべきだと思いますが、先ほどから同じような答弁の中で、本当に終始、工事が再開されてもしょうがないというような姿勢に見えるのですよね。その件について、もう少し具体的に、本当に県としてどういう考えを持っているのかということ、もう一度お願いいたします。

○又吉進知事公室長 この事案は、まさに現在進行形でありまして、政府も地域住民のお話を聞く勉強会がありますが、一方では別の市町村からは決議があったりとか、そういったいろいろなさまざまな意見があって、現実に周辺住民に対して、その危険がどの程度及ぼすかというようなことも、やはり議論されていると聞いております。したがって、そういったものを踏まえて、しかしながら県は、現時点ではやはり住民生活と自然環境に最大限の配慮をすべきだということを強く政府に申し入れているということでもあります。

○山内末子委員 そうような政府の姿勢もありますけれど、たしか4月か

5月だったと思います。この報道を覚えていると思いますが、ことしに入ってからですが、東村高江区の県道に銃を持った米兵が20人ぐらいで町なかにあらわれたと。これが、果たして本当に政府も言っている米軍に求めている危険の除去とか、安全に配慮しているということになるのかということ、本当にこれは約束できないのです。平成19年にそういう政府の方針を示していますが、ことし東村高江の今まさに問題が起こっているの中で、こういう現状があるということで、そういう米軍側の姿勢などに対して、本当に約束が履行できるかといったら、それは住民も約束が履行できないからこそ座り込みをしたり、ちゃんとした機能についても説明を求める作業をしているわけなのですよ。これに対し県としては、やはりこういうことも含めて、こういうことがないような状況というものを本当につくりだしていけるのかという強い姿勢というものは持ち続けなければいけないですし、それをしっかりと求めていく態度が必要だと思っておりますけれど、それについてはいかがでしょうか。

**○又吉進知事公室長** まさしくおっしゃるとおり、実際に銃を持って行軍をした事実というのは報道で知ったわけですが、こういうことはあってはならないというのが県の考えでございます。したがって、いろいろな意味での住民の負担、住民のそういう不安というものを取り除く努力がやはりなされるべきであると。そういう意味では、委員とは考えが一緒でありまして、県としてどこまでできるか、やっていくかということは十分踏まえ、できるだけことをやっていくということでございます。

**○山内末子委員** これは、県として当然の姿勢だと思いますし、あってはならないことだと思っておりますので、その中でやはり皆さんが心配しています機能の強化の1つとしては、オスプレイの配備ですとか、その件については沖縄防衛局は本当に知らないとか、全然存じ上げていないというような言葉が出てきますけれど、そういうことについてもやはり、米軍の計画としてもこれは明らかにほかの皆さんだれもがわかっていることですので、今の東村高江区に対する沖縄防衛局の強行な姿勢とか、そういうところはきちんと説明をしない姿勢とかについても、同じく強行な姿勢でもって一先ほど知事のほうからも説明が足りないという言葉もおっしゃっていましたが、まさにその説明をしっかりと聞かないうちは工事再開ということは絶対にまかり通らないというぐらいの強い姿勢も県は持っていかなければならないと思いますが、その辺についてもう一度お願いいたします。



○又吉進知事公室長 先ほどオスプレイの話が出ましたけれども、なぜ県民がオスプレイに不安を持っているかということを考えてみると、やはり報道やそういった専門誌で事故といったことが指摘されていると、これは県民が不安を持つのは当然のことであると考えています。したがって、その運用側ですね、それを認める側はしっかりその県民の目線で説明をしなければならない。これはすべてにおいて同様でありまして、先ほど来、政府の説明という話が出ていますが、これは我々行政に対し納得させてくれという意味ではなくて、やはり県民が納得するという形で説明がなされるべきであると。そういう意味では、そういう形を求めていくということでございます。

○山内末子委員 まさにそういった意味では、もっと本当に知事が今おっしゃっている名護市辺野古の問題—何度も私も言いますが、名護市辺野古のことについても、頭ごなしにやるのはまかり通らないというお話も出ていますし、それから説明を聞かないうちは答えを出せないということと一緒なのです。東村高江を認めてしまうと、この問題も同じく平行してそのまま進められますよ。そういう意味では、東村高江の問題をまずしっかりと県の姿勢として説明をしっかりとやってもらう、住民にも納得してもらう、そうしなければこれは履行できないというようなことを示していく。その次に、名護市辺野古の問題も結局それをしっかりとやらなければ、名護市辺野古のことは言えなくなってしまうよ。そういう意味で、もう最後ですけど、そういう観点からも東村高江をとめなければ名護市辺野古もそのまま—別だという感じ方もあるかと思いますが、私はこれは表裏一体だと思っていますので、ぜひそのことも含めてもう一度、姿勢と決意をお願いいたします。

○又吉進知事公室長 やはり、県民の負担あるいは不安といったものを取り除くということをまず第一に、あらゆる問題に対処していただくと、こういう姿勢は持ち続けていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋大河委員。

○照屋大河委員 先ほど吉田委員との質疑の中で、最低でも県外と言っていた政府が、名護市辺野古にまた基地をもってきたと、そういう方針を出したと、それについて知事公室長は、県民が納得する説明を求めているというような趣旨の発言があったのですが、これまで説明を求めてきたのは県のほうではない

ですか。県民はその説明を求めている。むしろ、県内にもってくるなどという意思は明確だと思っているのですが、その辺をもう一度確認させてください。

**○又吉進知事公室長** その認識の違いはあろうかと思いますが、知事も本会議の答弁で申し上げていますが、やはり政府がこの結論に至った経緯について、納得のいく説明をする必要があると、これは県民の納得のいく説明が必要であろうと、これは経緯とかなぜこの合意、結論に至ったのかと、つまり政府としてすべき説明をしていないのだという認識があるわけでございます。したがって、県民の納得のいくかないというもの、どういうレベルかというものは、恐らく議論が別にあろうかと思いますが、説明がなされていないということに対して、知事は申し上げたということです。

**○照屋大河委員** 県民は明確に反対しているのだと、県議会の意見書も含めて、4・25の県民大会も含めて。これは、説明を聞きたいというのは知事や皆さんということでもいいですか。県民の納得のいく説明を、中身を知事は求めているわけですか。

**○又吉進知事公室長** 行政の長たる知事あるいは行政として、やはり政府の政治姿勢、方針について、これは合理的でないことについてきちんとただしていくということでございます。

**○照屋大河委員** もう一度この件について、陳情第149号、請願・陳情説明資料の80ページなのですが、先ほど午前中、日米共同発表について1800メートルの長さの滑走路あるいはキャンプ・シュワブ辺野古崎地区という文言が入っていて、これは知事公室長は結論ではないと、認識が違うということがあったのですけれども、そこをもう一度説明していただけますか。

**○又吉進知事公室長** 結論というものをどういう定義にするかというのはありますけれども、実際に日米共同発表に書かれたように、物事を進めることができるのかできないのかということは、そのプロセスも何も説明がないわけでございます。したがって、そういうものなしでの、単に日米共同発表に書かれた文章では、今後政府がどのような考え方で、あるいは最も肝心の沖縄県の理解というものをどう求めていくのか、一切わからない。したがって、これは結論とは言えないだろうというのが私の考えです。

○照屋大河委員 この日米共同発表というものは一条約とか協定とかは国同士で結んだりするのですが、この日米共同発表に当たり閣議があつて、閣僚全員のサインが必要だと、拒否した社会民主党の福島党首を罷免して、そしてつくり上げた日米共同発表ということで、この法律などもあります、これを守らなければ罰則があるとか、日米共同発表に対し、これはどうとらえたらいいのですか。日米共同発表というものをどうとらえますか。

○又吉進知事公室長 私もそのあたりは専門ではないのでその明快な答えはできかねるところですけれども、当然条約等ではない、政府と政府の約束事であると、いわゆる2プラス2ー日米安全保障協議委員会で両国の政府首脳が合意し、さらに大統領と首相間でも合意されているという意味では、国と国との約束事として、それはそれで重みがあることだと考えます。

○照屋大河委員 国と国との約束事で重みのある中身については、これを実現するために今後政府はさまざまな行動をしてくる。8月末までに工法は決定するとか云々ありますが、明確に県内移設ということで、キャンプ・シュワブ辺野古崎ということで、この約束事をもって政府は進めていくという認識でいいのですか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃったような一ちょっと表現は違いますが、趣旨だと思いますが、ただ県としては唐突に決められたという認識を持っておりまして、極めて遺憾であると、この日米共同発表については申し上げているわけです。

○照屋大河委員 2国間で約束した、閣僚も含めて2プラス2ー日米安全保障協議委員会で決めたものだと。それは、政府としてはしっかりとこの実現に動いていく、この名護市辺野古に基地をつくるために、動いていくという認識でいいのですよねということです。

○又吉進知事公室長 そのような方針だと理解しています。

○照屋大河委員 だから、その結論という認識が違うと言っていましたけれど、しっかり説明がないからということではあったのですが、約束であつて、そう進められていくという意識がありながら明確に反対できないというのが、やはり県は先ほどもあったように、名護市長選挙の結果だとか県民大会あるいは県

議会の意見書だということで、これまでの方針－危険性の除去から県内やむなしという方針には変わっていないということでのいいのですか。

○又吉進知事公室長 その諸状況を勘案すれば、県内移設、現在の日米共同発表案は極めて厳しいと言っているわけです。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城満委員。

○玉城満委員 請願・陳情説明資料の21ページ、陳情平成21年第46号の処理概要、県としては普天間飛行場移設問題についてと、きょう知事公室長が説明した文章なのですけれども、県の対応ですよ。僕はこの文章を読んでいると、最後は極めて厳しいと考えておりますという文言になっているのですが、評論家が書いているのではないかなという感じがするのですね。どなたの意思が極めて厳しいのですか。これをちょっと説明していただかないと、評論家が外から見て極めて厳しいですねと言っているような感じがするのです。県が厳しいのか、知事が厳しいのか、名護市辺野古地域の人が厳しいのか、ちゃんとやはりこれははっきり物を言うべきではないかなという気がするのです。これは、皆さん疑問を持っていると思いますよ、この文章に関しては。

○又吉進知事公室長 日米共同発表で示された案というものがございまして、それを進めること、あるいはここに書いてありますように、現時点においてこれを受け入れることが－これは知事でございます、主語は知事になります、受け入れることは極めて厳しいと考えておりますということです。

○玉城満委員 知事は、とはっきり書いてやらないと、評論家が書いたようにしか僕はこの文章は思えないのですね。それともう一点、要するに知事というものは、普通は受動的なものではなくて、いろいろな相手の話を聞いてからというよりも、今県民の意識がここまで高まっている中で、県があらゆるシミュレーションをしていると思うのですね。そのシミュレーションというものはなさっているのですか。どういう説明が来ようと、どういう経緯を説明されようと、県の方向性というものは決まっているのですか。そういうシミュレーションはなさっているのですか、移設問題に関して。

○又吉進知事公室長 このシミュレーションというところがちょっとわかりか

ねますけれども、確かに説明を求めているわけでございます。したがって、政府がこのような説明というものはあろうかと思いますが、まずこれまで国策として、最低でも県外と言っていたものが180度変わったという、これは非常に国策が変わるといって大変な非常に重たい方針変更なのです。これに関しては、これは政府として責任ある説明があつてしかるべきであろうと。そういう意味では、通常の単純な説明ではこれはなかなか納得できないだろうなという感じはしています。

**○玉城満委員** 政府が説明したからといって、先ほどもありましたように、県民が納得できる説明ではないことはある程度予想されているわけですよ。そういう意味では、先ほど言ったシミュレーションというものは、今知事が何を考え沖縄県がどういう善後策に向けて動いているのかということ、少なくとも今の県民に知らしめないといけないのではないかなということが1つです。それともう一つ、例えば全国知事会が開かれたときに、18人の知事が欠席でしたが、中には火の粉を振りまくなという不屈きな発言をした知事がいるわけですよ。そんなときに、仲井眞知事がヤッタークルスンドーと言うぐらいの、やはりそういう意識がないと県民はがっくりくるのですよ。やはり、先頭に立ってはっきり物を言うという一だからさっきの極めて厳しい、あの評論家が言っているような文言であるというのが余りにも連発し過ぎているので、もう少し主語、動詞、目的語をはっきりさせて、これからの意思を示していただかないと、県民も皆さんも僕は納得しないと思いますがどうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 県の意思は示しているものと考えておきまして、全国知事会におきましても、あの場でそういった発言をしてはどうかというものは、ちょっとなかなか難しかりょうと思います。しかし、真摯にそういう県民の声には耳を傾けて意思表示はしていくべきだとは思っています。

**○玉城満委員** ぜひ知事に、いま一度エンジンをかけていただいて、そのことに関しては強気に出ていただきたい。今大方の9割以上のジャーナリスト、そういう人たちのいろいろな文章を見ていると、明らかに差別であると。日本は民主主義国家であると、沖縄県を省くと、これが堂々と通っているということを一正式にいろいろなものに発表している人がいるわけですから、こういうことを堂々と僕は言っているのではないかなという気がします。これは要望ですが、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情34件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍普天間飛行場の名護市辺野古崎地区及び水域設置についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、直ちに審査を行うことといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、米軍普天間飛行場の名護市辺野古崎地区及び水域設置についてを議題に追加するかどうか協議した結果、本件を議題に追加し、直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍普天間飛行場の名護市辺野古崎地区及び水域設置については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

米軍普天間飛行場の名護市辺野古崎地区及び水域設置についてを議題といたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関

係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍普天間飛行場の名護市辺野古崎地区及び水域設置について、議員提出議案として意見書及び決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書及び同決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子